

議案第85号  
令和2年度宝塚市一般会計補正予算（第7号）

資料1（117） 温泉施設等管理事業 指定管理者損失補償金について

市立温泉利用施設「ナチュラルスパ宝塚」（宝塚市湯本町9-33）は指定管理制度のもと運用する施設であり、現在の指定管理者は㈱linkworksとなっている。

また、施設の管理運営方法については、市と指定管理者による基本協定書により定められており、主な業務範囲は、浴場業、市民の健康増進や観光誘客を図るために必要な事業、利用料金の徴収業務、小規模修繕業務などである。

なお、同施設の管理運営に必要な指定管理料については、利用料金制を導入しており、市の支出は発生していない（別途、大規模な施設修繕に伴う修繕料等は市が負担）。

新型コロナウイルスの感染拡大により、兵庫県が行った新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づく休業要請に伴い、下記期間においてナチュラルスパ宝塚を全館休館とした。

この休館期間中に発生した水道光熱費、通信費、業務委託料、機械賃借料といった施設の維持管理等に要する費用に係る補填を行う。なお、人件費については国等の助成制度を活用し、助成額決定後に不足分を算出し別途予算要求する。

【補填額】

●4月（14日間）の維持管理経費

…5月の維持管理経費から固定費のみを日割り計算し算出

⇒589,643円……①'

●5月（31日間）の維持管理経費

⇒1,245,262円……②'

①' + ②' = 1,834,905円

【休館期間】 令和2年4月17日（金）～5月31日（日）